

決 裁	課 長	主 任	係 員

(伺い)
下記のとおり貸し出してよろしいか

福 祉 車 両 利 用 申 請 書

平成 年 月 日

社会福祉法人 宇部市社会福祉協議会 会長 様

申請者（利用者） 氏名 _____

〒

住所 _____

電話 _____

下記のとおり利用申請します。

使用にあたっては「福祉車両貸出要綱」を遵守します。

利 用 期 間	平成 年 月 日 () 時から 分から
	平成 年 月 日 () 時から 分まで
利 用 目 的	
主 な 行 き 先	
予 定 乗 車 人 数	車イス _____ 人 運転手 _____ 1人
	介助者 _____ 人
	その他 _____ 人 合 計 _____ 人
運 転 手	氏名 _____ 利用者との関係 _____
	住所 〒 _____
	_____ 電話 _____
	リフト車の取扱経験 有 ・ 無

社会福祉法人 宇部市社会福祉協議会
福祉車両貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、宇部市内の車イス利用者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図ることを目的に行うリフト付き車両（以下「車両」という。）の貸し出し及び運行について、必要な事項を定める。

(利用対象者)

第2条 車両の利用対象者は、宇部市内に住所を有する者で身体上の障害等により日常生活を営むのに必要な移動の手段が、一般車両では著しく困難な者。ただし、社協会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(利用の範囲)

第3条 車両の利用範囲は次のとおりとする。

病院、施設への送迎。ただし、おおむね一月に一回程度とする。

買い物、レクリエーション、リフレッシュのための利用。

その他社協会長が必要と認める場合。

(利用申請)

第4条 車両を利用しようとする者は、運転者を定め利用する日の一カ月前から一週間前までに利用申請書を社協会長に提出しなければならない。

(利用日時)

第5条 車両の利用時間は原則として、8時30分から17時までとする。

2. 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は休みとする。

3. 前項にかかわらず社協会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(車両の貸し出し)

第6条 車両は、社協の指定する日時、場所で貸し出すものとする。

(使用料および利用日数)

第7条 車両の使用料は無料とする。ただし、燃料費等車両運行中にかかる費用については、利用者が負担するものとする。

2. 車両の利用日数は、原則として1回について1日とする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、安全と事故防止のため次の事項を守らなければならない。
申請目的外の使用及び転貸の禁止
車両運行前後の点検
リフト操作及び車イス固定装置操作の万全の注意
交通関係法令の遵守
運行日誌の記載
車両の清掃

(事故及び補償)

第9条 車両運行中に事故が発生した場合は、搭乗者が相互に連携し人命尊重の立場から速やかに必要な処置をとり、社協会長に報告しなければならない。

2. 車両の貸出期間中損傷を生じた場合は、これを利用者が原形に復する責任を負うものとする。ただし、会長の認めたものについては、車両の加入している自動車保険の限度内において保険を使用することができる。

(運転者)

第10条 車両を運転できるものは、満年齢21歳以上で運転歴が3年以上の者とする。

2. 車両を運転する者は、第4条の申請により運転者として届け出た者とする。
3. 前項の運転者を変更しようとする場合は、あらかじめ社協会長に届け出なければならない。
4. 利用者が車両の運転者を確保できない場合は、社協に登録している運転ボランティアに依頼することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項が生じた場合は、社協会長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。